

労働条件政策の戦略的な 実施について

雇用・人材戦略

(労働条件政策)

就業構造の変化等に伴い、就業者に占める雇用者の割合が上昇する中、国民生活の安定のためには、何よりも「雇用」の安定が重要である。

また、本格的な人口減少社会が到来しつつある現在、「人材」こそ経済社会の発展の礎であり、能力開発、安心して働ける環境の整備など、質の高い労働を提供する必要がある。

労働の当事者である労使の意見も踏まえつつ、これらの取組を着実に実施することにより、国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」のある国・日本）を実現し、我が国の成長力を高めていく。

○「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現

1. 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進等

有期契約労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進等有期契約労働者について、均衡待遇の確保、正社員転換を行う事業主に対する助成措置の実施等を行う。

また、有期労働契約に関する施策の在り方について、有期労働契約研究会での研究を踏まえ、必要な施策の在り方を検討し、必要な対応を行う。

2. 労働時間短縮の促進

《目標1》年次有給休暇の完全取得を目指しつつ、年次有給休暇取得率を、1年毎に1.5ポイント上昇させ、2020年に、70%とする。

(現状)：47.4% (2008年)

《目標2》週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、1年毎に0.4ポイント減少させ、2020年に、現在の5割減とする。

(現状)：10.0% (2008年)

(1) 「ワーク・ライフ・バランス」（「仕事と生活の調和」）の実現に向けた働き方の見直しの促進

労働時間をはじめとする働き方のルールの面からワーク・ライフ・バランスを推進する。

このため、まず労働時間等設定改善法に基づく「指針」の見直しにより年次有給休暇の取得促進を図るとともに、今後の景気回復期も含め、長時間労働を抑制し、年次有給休暇の取得促進を図るため、これらの取組を進める企業に対する支援を拡充する等労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進する。

(2) 改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げる改正労働基準法の平成22年4月からの施行を踏まえ、事業場に対する36協定の適正化指導や、中小企業における割増賃金率引上げの好事例の情報提供等を実施する。

3. 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進

《目標》テレワーカー比率の増加目標は、ワークライフバランス行動指針において設定されているが、当該指標は国土交通省が中心となって、総務省、厚生労働省、経済産業省の4省で設定している。また、テレワーカー比率を増加させるためには、地域テレワーク拠点整備への支援（経済産業省）やテレワーク共同利用システム実証実験（総務省）など、関係省庁の施策と連携が不可欠であることから、新たな目標を設定する場合には、国土交通省をはじめ、関係省庁で調整する必要がある。

テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ、労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。また、在宅就業の仲介機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

4. 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の予防と解決促進

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準監督行政の強化を図るとともに、増加を続ける個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、体制の強化及び一層の業務効率化を図る。

また、学生、労働者等が、働く上で必要な労働関係法制度や企業の社会で果たしている役割についての基礎的な知識を得ることができるよう、情報提供や教育の充実を図る。

※ なお、給付付き税額控除の検討については、財務省が担当している。

※ 経済・社会情勢等が変化するため、ここに掲げられた数値目標については、その変化に合わせ変更することがあり得る。

雇用戦略に係る目標一覧

項目	現在値 (直近の値)	2010年の目標 (単年度目標)	中期目標値 (2020年)
雇用の質の向上;ディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進			
年次有給休暇取得率	47.4% (2008年)	50.4%	70%
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10% (2008年)	9.2%	5割減

【参考】「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における数値目標

数値目標設定指標	現状	目標値	
		5年後(2012年)	10年後(2017年)
年次有給休暇取得率	46.6% (2006年)	60%	完全取得
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8% (2006年)	2割減	半減

現在値のデータの出所等

○年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査」(平成20年)】常用労働者数が30人以上の民間企業における、全取得日数/全付与日数(繰越日数を含まない)

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」(平成20年)】非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める週間就業時間(年平均結果)が60時間以上の者の割合